

随意契約及び比較見積省略理由書

南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター（汚泥処理）外 汚泥脱水設備外補修工事

本工事は、北部水みらいセンター（汚泥処理）及び三宝送泥ポンプ場に設置されている汚泥脱水機外において経年劣化により不具合が発生しているため、不良部品の取替を行い、本来の機能を回復させるものである。

当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものである。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作・据付を実施した株式会社石垣の唯一のサービス専任会社である石垣メンテナンス株式会社大阪支店以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものである。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略することとする。